

令和7年2月28日

お客様各位

LPガス料金の価格表示変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、液化石油ガス法施行規則(販売の方法の基準)が改正され、令和7年4月2日より施行されることにより、毎月お客様にお渡ししている検針請求書のLPガス料金において、記載内容が変更となります。
内容としましては、以下の通りです。

旧表示 LPガス料金 = 基本料金 + 従量料金

新表示 LPガス料金 = 基本料金 + 従量料金 + 設備料金

※ 新表示に変更するにあたってLPガス料金の総額に変更はありません

「設備料金」とは

当社所有の機器をご利用されている場合に発生する料金となります。
従来、基本料金及び従量料金に設備料金を含んでいた場合には、設備料金として外出し表示します。
基本料金及び従量料金に設備料金を含んでいない場合には、設備料金は0円又は該当なしとして表示します。

「基本料金」とは

LPガスのご使用量に関係なく発生する経費を一律にいただく料金の、LPガス容器、ガスメーター、調整器、高圧ホース等の供給設備や法定点検調査、LPガス保険料、検針費等の固定管理費等が含まれます。 ※基本料金の中にガス漏れ警報器代を含む場合があります。

「従量料金」とは

LPガスのご使用量に応じて発生する経費をご使用量に応じていただく料金の、ガス原料費、ガス配送費、管理費等変動的経費等が含まれます。

以上